

基本的事項

- ◆ 策 定：平成30年(2018年)3月改定
- ◆ 計画の位置付け：
 - ・ 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画
 - ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画
 - ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画
- ◆ 計 画 期 間：平成27年度から平成32年度までの6年間
(ただし、「重点施策」および「障害福祉計画および障害児福祉計画」は平成30年度～32年度の3年間)

基本目標

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、**ともに活動することの実現**”

〈5つの視点〉

- ・ 「その人らしく」：障害のある人の自己選択、自己決定のもと自立した生活を実現
- ・ 「いつでも」：重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現
- ・ 「だれでも」：制度の谷間のない支援、障害理解の推進
- ・ 「どこでも」：ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進
- ・ 「みんなで取り組む」：自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

現状と今後の課題

4. 活動する

【現状】

- (3) ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展や情報発信などにより、障害のある人の芸術活動の認知度は確実に高まっており、障害者アート公募展への応募者数（^⑱参照）は、毎年200～250人程度となっています。
- (4) 造形活動を行っている障害福祉サービス事業所43か所（平成25年度）のうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所は11か所となっています（^⑲参照）。
- (5) 障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数は454件（平成25年度）であり、そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談が209件と最も多くなっています（^⑳参照）。
- (6) 各地域における歌唱、音楽、ダンスなどの表現活動ワークショップの取組や、糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通じて、障害のある人による音楽等の表現活動の取組が広がってきています。

〈追加情報〉

- ^⑱障害者アート公募展への応募者数：343人（平成28年度）
- ^⑲造形活動を行っている障害福祉サービス事業所数：77か所（平成28年度）
そのうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所数：27か所（平成28年度）
- ^⑳障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数：527件（平成28年度）
そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談件数：316件（平成28年度）

【課題】

- 障害福祉サービス事業所における「著作権等保護のためのガイドライン」の活用など、造形作品の著作権保護に対する取組が進んでいない状況です。
- 近年、アール・ブリュットが注目を集める中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要です。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場所が少ない状況です。
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足しています。

主要施策の方向

4. とともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

イ 障害のある人の文化芸術活動の推進

■ 造形活動への参加促進と発表機会の充実

- ・ 障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかつ to アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。
- ・ ボーダレス・アートミュージアム NO-MA の運営を支援し、障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。

■ 造形活動を支える仕組みづくり

- ・ 障害者造形活動支援センター（アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称「アイサ」））の運営を支援し、障害のある人による造形活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、造形活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ・ アイサと連携しながら、「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

■ 表現活動の場の拡大

- ・ 障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やします。
- ・ 平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活動を広く県内外に発信する取り組みを検討します。

■ アール・ブリュットの振興

- ・ 滋賀を中心に数多く見出されてきたアール・ブリュットの魅力発信、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図るための全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組み、アール・ブリュットの振興に努めます。
- ・ アール・ブリュットの発信拠点として新生美術館の整備を進めます。

重点施策

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- また、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある人の文化芸術活動にも注目が集まっており、本県の先駆的な取組をさらに発信していくとともに、障害のある人が障害のない人と同様に芸術を楽しんで鑑賞できるよう、合理的配慮等を一層促進していく必要があります。

(2) 文化・芸術活動

ア 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・ 障害のある人が障害のない人と同様に芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。

イ 造形活動を支える仕組みづくり

- ・ 障害のある人が、著作権等を保護され、安心して造形作品に取り組むことができる環境を整備するため、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、著作権等の権利保護に関する理解を広げるための研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるように研修内容や募集方法の工夫に努めます。

ウ 表現活動の場の拡大、発信

- ・ 地域が主体となって障害のある人の表現活動を展開していけるように、障害のある人の表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成を支援します。また、国内のみならず、海外でも高く評価されている舞台パフォーマンスなどの表現活動の取組を広く知ってもらうため、効果的な情報発信の方法を検討し、推進します。

エ 新生美術館の整備

- ・ 本県の福祉の現場での先駆的な造形活動の取組から生まれてきた「アール・ブリュット」を柱の一つとする新生美術館について、「美の滋賀」づくりの拠点となるよう、多くの県民の参画を得て整備します。

オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

- ・ 障害者の文化芸術国際交流事業「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」において、障害のある人の造形作品や舞台パフォーマンスに対し国際的に高い評価を受けた成果を踏まえ、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックなどを通じて文化芸術活動による国際交流を推進します。